

湧別町行政改革大綱

～湧別町自治基本条例が目指すまちづくりの実現に向けて～

推進期間 平成28年度 ～ 平成32年度

湧 別 町

【目 次】

- 1 行政改革を必要とする背景（P 1）
- 2 第2次行政改革の進め方（P 2）
 - （1）基本方針
 - （2）推進期間
 - （3）大綱の推進
 - （4）推進体制
 - （5）進捗管理
- 3 第2次行政改革の具体的な方策
 - I 協働と連携によるまちづくりの推進（P 3）
 - 町民参加の推進
 - 情報共有及び公開の推進
 - 地域コミュニティの支援
 - II 時代に即した行政サービスの推進（P 4）
 - 質の高いサービスの提供
 - 公共施設の適正管理と効率的な活用
 - 民間活力の利用推進
 - III 効率的で機能的な行政組織体制の確立（P 5～6）
 - 効率的で機能的な行政組織体制の形成
 - 定員管理及び給与制度の適正化等
 - 人材の育成
 - 国及び道、関係市町村との連携・協力
 - IV 健全で持続可能な財政基盤の確立（P 6～7）
 - 財政の健全化
 - 歳入の確保
 - 補助金等制度の見直し

1. 行政改革を必要とする背景

湧別町行政改革大綱及び湧別町行政改革推進計画に基づく5年間の取組によって自治基本条例の策定、パブリックコメント制度・各種委員会等の公募制度の導入、合併未調整項目を始めとした各種事務事業の見直しや調整、行政評価システムの導入、施設機能の見直しと有効活用、滞納対策の強化などに取り組んできました。

しかしながら、我が国の経済情勢は依然として先行き不透明な状況であり、本町はもとより国レベルで進行している少子高齢社会・人口減少社会の到来は、一方では生産年齢人口の減少とともに、税収等の減少をもたらし、もう一方では福祉・介護などの扶助的経費や医療費の増加をもたらしています。さらに、平成27年10月に大筋合意されたTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）による貿易自由化の大きな影響が懸念されています。

また、各地で顕在化している社会インフラや施設の老朽化も懸念されており、これらを踏まえると国・地方を問わず、今後、本町でも更なる財源の縮小と経費の膨張が予測されることから、長期的展望に立った健全な財政基盤の確立が不可欠となっています。

本町を取り巻く環境の急速な変化や、複雑かつ多様化する住民ニーズへ柔軟に対応していくのはもちろんのこと、「人口減少克服・地方創生」という構造的な課題にも取り組む必要があり、「地域の特性」に即した課題解決を図ることを目指し、「地域の魅力づくり」や「個性あるまちづくり」に関する政策・施策の創造に取り組んでいかなければなりません。

そのためには、職員一人ひとりが、これまでの改革の理念と視点を引き継ぎながら、常に改善し続ける意識を維持し、限りある財源、資源、人材を最大限に有効活用していくことがこれまで以上に重要になります。

このようなことから、「湧別町行政改革大綱」を踏襲し、今後5年間を見据えた内容の見直しと新たな取り組みを加え、時代に即した質の高い行政サービスの実現と、「最小の経費で最大の効果をあげる」という地方自治運営の基本原則に基づき、引き続き行政改革の推進を図るため「第2次湧別町行政改革大綱」を策定するものであります。

2. 第2次行政改革の進め方

(1) 基本方針

平成22年度から平成26年度を取組期間とした前大綱では、これまでの行政改革において実施できなかった課題、合併協議における未調整項目の調整を主体に四つの基本方針を視点として取り組みました。

本大綱による行政改革の基本的な考え方として、前大綱で定めた基本方針を踏まえて、時代の変化や多様化・複雑化する行政課題に的確に対応し、柔軟かつ迅速な意思決定や新たな発想にたった施策の展開が可能となる改革を目指します。

○基本方針

- I. 協働と連携によるまちづくりの推進
- II. 時代に即した行政サービスの推進
- III. 効率的で機能的な行政組織体制の確立
- IV. 健全で持続可能な財政運営の確立

(2) 推進期間

本大綱による推進期間は平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

(3) 大綱の推進

本大綱を着実、かつ計画的に実施・推進していくために、具体的な取組事項及び実施概要・目標年度等を定めた「湧別町行政改革実施計画書」を策定します。

(4) 推進体制

職員一人ひとりが本大綱及び実施計画書の内容を理解したうえで共通認識を持って全庁的な取り組みを推進するため、庁内に町長を本部長とする「湧別町行政改革推進本部」を設置し、行政改革推進についての協議や行政改革全般の統括を行います。

(5) 進捗管理

町民の代表によって構成される「湧別町行政改革推進委員会」に定期的に報告して、委員会の点検評価を受けるとともに、進捗状況や点検評価の結果等を広報紙やホームページ等で分かり易く公表します。

3. 第2次行政改革の具体的な方策

I. 協働と連携によるまちづくりの推進

(1) 町民参加の推進

自治基本条例の基本理念に基づいたまちづくりを推進するため、町民の意見を広くまちづくりに生かすための仕組みについて点検・見直しを行い、町民が行政を身近に感じ、まちづくりの担い手であるという町民意識の醸成に努め、町民参加を推進します。

【取り組み事項】

- ①自治基本条例の普及と推進
- ②まちづくり参画制度の充実（パブリックコメント、委員公募制度）

(2) 情報共有及び公開の推進

情報共有は、町民参加の推進とともに、町民が主体の自治を実現するための基本となるものです。町民、議会及び行政との連携・協働を推進するため、あらゆる媒体を活用して、行政情報を分かりやすい形で積極的に公開し、情報公開と説明責任の徹底に努めるとともに、町民意識の醸成を図ります。

【取り組み事項】

- ①広報・公聴制度の充実
- ②個人情報の保護（マイナンバー制度導入による個人情報管理・活用）
- ③外部への積極的な情報発信

(3) 地域コミュニティの支援

町民との役割分担のもとにまちづくりを推進するため、協働の担い手となる自治会や様々な分野におけるボランティア活動団体などの自主的な活動を支援し、地域と行政の連携を強化するとともに、町民の自主的なまちづくりへの参加意識の醸成に努めます。

【取り組み事項】

- ①自治会の運営（統合）の支援
- ②自治会連合組織への支援
- ③地域スタッフ制度の充実
- ④NPOやボランティア活動団体への支援

Ⅱ. 時代に即した行政サービスの推進

(1) 質の高いサービスの提供

最小の経費で最大の効果を上げることが基本に、町民の要望や意見を幅広く集約し、より質の高い町民サービスの提供を図ります。

【取り組み事項】

- ①既存の事務事業の見直し
- ②自治体情報セキュリティの強化
- ③行政評価システムの有効活用
 - ・各計画等の点検作業を含めた行政評価システムの有効活用
 - ・評価方法のスリム化・効率化、全庁的な活用（各種計画等）
 - ・外部評価の有効活用（予算編成等への生かし方）

(2) 公共施設の適正管理と効率的な活用

老朽化が著しい施設や類似施設の扱いについて、後年度の財政運営に影響のないよう、施設の利用頻度、老朽度合いなどを考慮し、施設の統廃合や複合化を検討します。また、「湧別町公共施設等総合管理計画」を策定し計画的な維持管理を行います。

【取り組み事項】

- ①施設機能の見直しと有効活用
- ②学校、保育所再編の検討・協議

(3) 民間活力の利用推進

サービスの向上、経費の節減等を図る観点から、民間委託を推進するとともに、効率的な委託方法について検討し取り組んでいきます。

また、指定管理者制度の適正な運営に努めます。

【取り組み事項】

- ①民間活力の利用推進

Ⅲ．効率的で機能的な行政組織体制の確立

(1) 効率的で機能的な行政組織体制の形成

町民ニーズや社会環境の変化に応じて、柔軟で効率、かつ迅速に運営できる組織・機構が必要です。常時見直しを行い、時代に即応した簡素で効率的な組織づくりを目指します。

【取り組み事項】

- ①行政組織体制の検討
- ②各種委員会等の見直し（報酬、定数等の見直し）

(2) 定員管理及び給与制度の適正化等

定員管理については、社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を改めて見直しながら適正化に取り組みます。

給与については、業務の性格や内容を踏まえつつ、原則的に国家公務員の給与制度に準拠して、運用・水準の適正化を推進します。

【取り組み事項】

- ①定員管理適正化計画の推進
- ②給与制度の適正化

(3) 人材の育成

地域主権型社会の担い手にふさわしい人材を育成するため、職員研修の充実を図るとともに、人事評価制度の目標管理の実施により、行政サービスの向上、事務の効率化や合理化などに積極的に取り組む意識改革を図っていきます。

【取り組み事項】

- ①職員研修
- ②人事評価制度の推進・活用

(4) 国及び道、関係市町村との連携・協力

町民にとって最も身近な行政主体として実施することが、住民の利便性やサービス内容・質が向上され、かつ町の規模や能力に照らして実施可能な事務・事業については、国や道からの権限移譲に取り組みます。

また、より高度で効率的な行政を展開するために、広域的な処理が適切な事務・事業や共通の課題解決のため、関係市町村と連携・協力し、広域行政の活用に努めます。

【取り組み事項】

- ①権限移譲の推進
- ②国など関係機関への提案
- ③広域行政の活用
- ④近隣町との連携

IV. 健全で持続可能な財政基盤の確立

(1) 財政の健全化

人口の減少や少子高齢社会による労働力人口の減少などにより、町税や地方交付税の増額も期待できないことから、限られた財源の中で最大限の公共サービスを提供できるよう、中長期的視点に立った計画的な財政運営を進めていきます。

また、町民に対して町の財政状況が把握できるよう広報紙やホームページを活用して分かりやすく公表します。

【取り組み事項】

- ①計画的な財政運営
- ②行政コストの節減
- ③特別会計等の健全化

(2) 歳入の確保

収納率の向上を図るため、納税意識の高揚や口座振替の推進による自主納付率の向上、収納部門の連携強化により、収入の確保を図ります。

各種使用料・手数料などについては、受益者負担の適正化に努めるとともに、行政サービスの利用に見合った適正な料金のあり方を検討します。また、有料広告制度を推進するなど、新たな財源確保についても検討を行います。

【取り組み事項】

- ①収納業務体制の強化
- ②使用料手数料の見直し

(3) 補助金等制度の見直し

補助金制度は、行政の全般にわたり、その代行・補完の役割を果たし、行政の効率化の面からも有効な制度です。本町では、これまでも合併協議や行政改革を行い見直しを図ってきたところです。しかし、補助金が町民との協働を深め、自治の担い手を強化するための有効なツールであることや、現在の仕組みが目的に見合った効果を得ているのかといった制度の効果検証の必要性から、更に効果的

な制度とするため見直しを図ります。

【取り組み事項】

①補助金等の見直し